明治記念大磯邸園整備事業

令和５年１１月１２日

［明治記念大磯邸園　これまでの経過］

年　月	経　　過
平成29年6月	内閣官房にて、明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組みに関する検討会の報告書をとりまとめ
平成29年11月	大磯町に明治記念大磯邸園を設置することが閣議決定される。
平成30年7月,11月	明治記念大磯邸園に関する説明会
平成30年10～12月	明治150年記念公開実施
平成31年1月	明治記念大磯邸園が都市計画決定される。
平成31年4月	明治記念大磯邸園基本計画　策定
令和元年5月	旧大隈・陸奥エリアの町区域の用地を取得
令和2年4月	明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画　中間とりまとめ
令和2年11月	第1期開園（旧大隈・陸奥エリアの国区域のみ）
令和3年4月	第2期開園（旧大隈・陸奥エリアの町区域を追加開園）
令和3年5月	旧西園寺エリアの町区域の用地を取得
令和4年10月	第3期開園（旧大隈・陸奥エリアの四阿周辺を追加開園）

[明治記念大磯邸園基本計画　基本理念と基本方針]

○基本理念

明治150 年を迎え、国は、地方公共団体等と連携し、我が国の近代化の歩みを次世代に遺すため、「明治150 年」関連施策を推進することとした。

明治記念大磯邸園は、この施策の一環として、多様な主体が連携し、明治期の立憲政治の確立等に貢献した人物の邸宅や周辺の緑地等が集中する希有な場を、積層する歴史を今日に伝える佇まい(風致)として一体的に保存・活用し、立憲政治の確立等に関する歴史やその意義を後世に伝えるとともに、湘南の邸園文化の象徴として、文化の発信や、憩いと交流の拠点となる場を創出するものとする。

○基本方針

1）明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を伝える
2）湘南の邸園文化を象徴する佇まい（風致）を保全する
3）歴史的遺産を活用した文化の発信、憩いと交流の拠点を創出する

[明治記念大磯邸園　事業概要]

目的　伊藤博文、大隈重信、陸奥宗光、西園寺公望の４名にゆかりのある建物群及び周辺の緑地等を「明治記念大磯邸園」として整備し、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の一体的な保存・活用を図る。

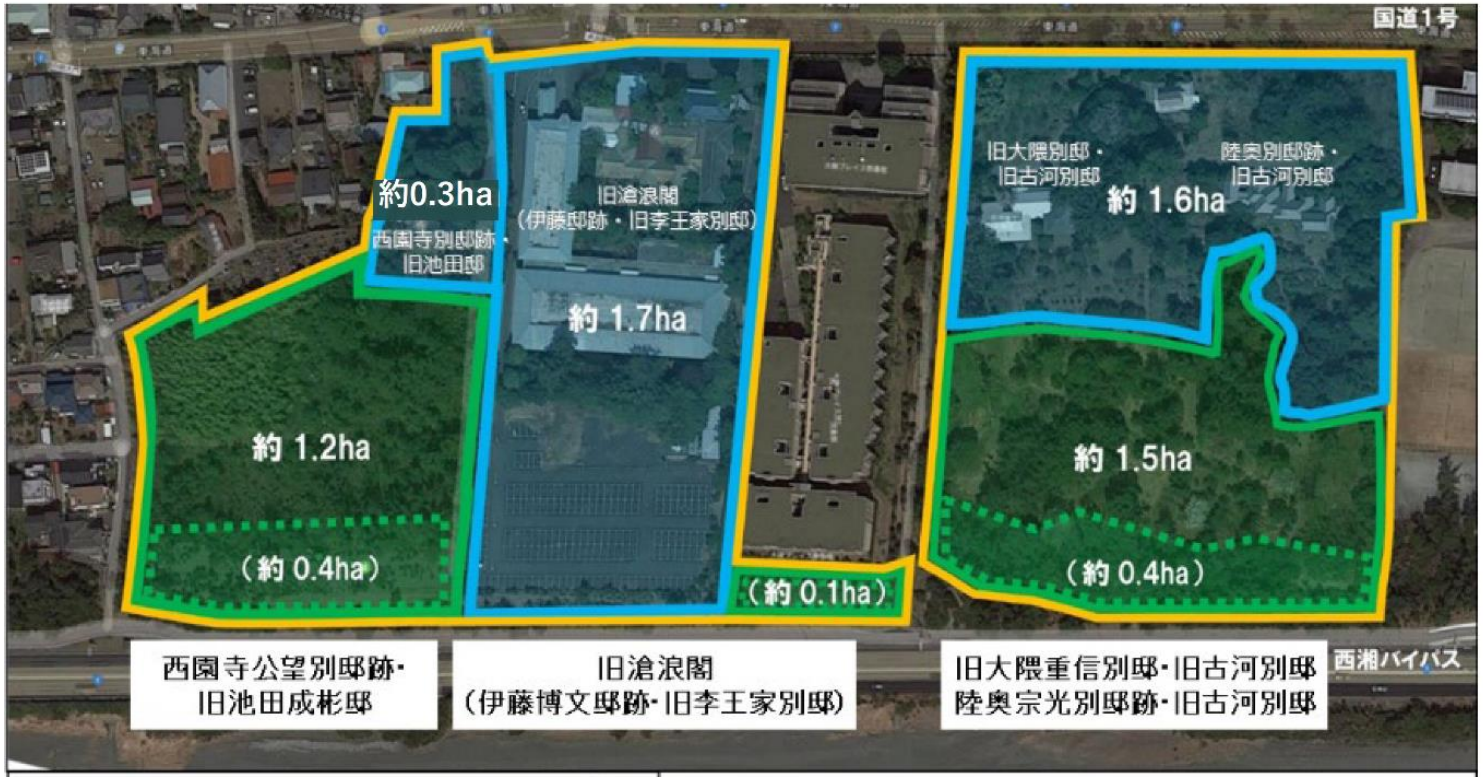

国区域
合計約3.6ha

町区域
合計約2.7ha

特緑区域
合計約0.9ha

西園寺別邸跡・旧池田邸

西園寺公望
（国立国会図書館所蔵）

旧滄浪閣（伊藤邸跡・旧李王家別邸）

伊藤博文
（国立国会図書館所蔵）

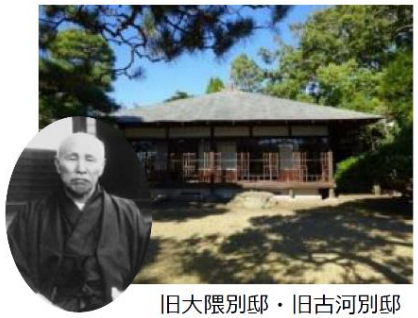
旧大隈別邸・旧古河別邸

大隈重信
（国立国会図書館所蔵）

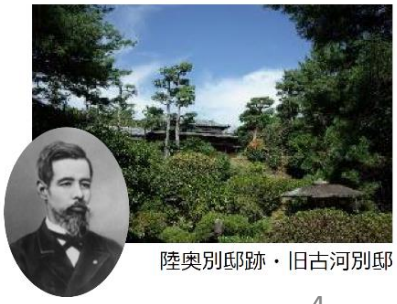
陸奥別邸跡・旧古河別邸

陸奥宗光
（国立国会図書館所蔵）

[明治記念大磯邸園　現在の整備状況]

○整備状況（R5.7月）

国区域　伊藤博文邸跡・旧李王家別邸

国区域　旧ホテル滄浪閣　ホール棟

国区域　旧大隈重信別邸・旧古河別邸

国区域　陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸

国区域　西園寺公望別邸跡･旧池田茂彬邸

町区域　園路

町区域　交流広場（整備前）

町区域　大磯こゆるぎ緑地

国区域　バラ園

町区域　四阿

［明治記念大磯邸園　財政支援スキーム］

○町都市公園区域

町区域のうち都市公園部分の整備については、国の社会資本整備総合交付金、地方交付税交付金及び神奈川県の明治記念大磯邸園整備事業補助金により措置され、原則、町の一般財源は充当しない。

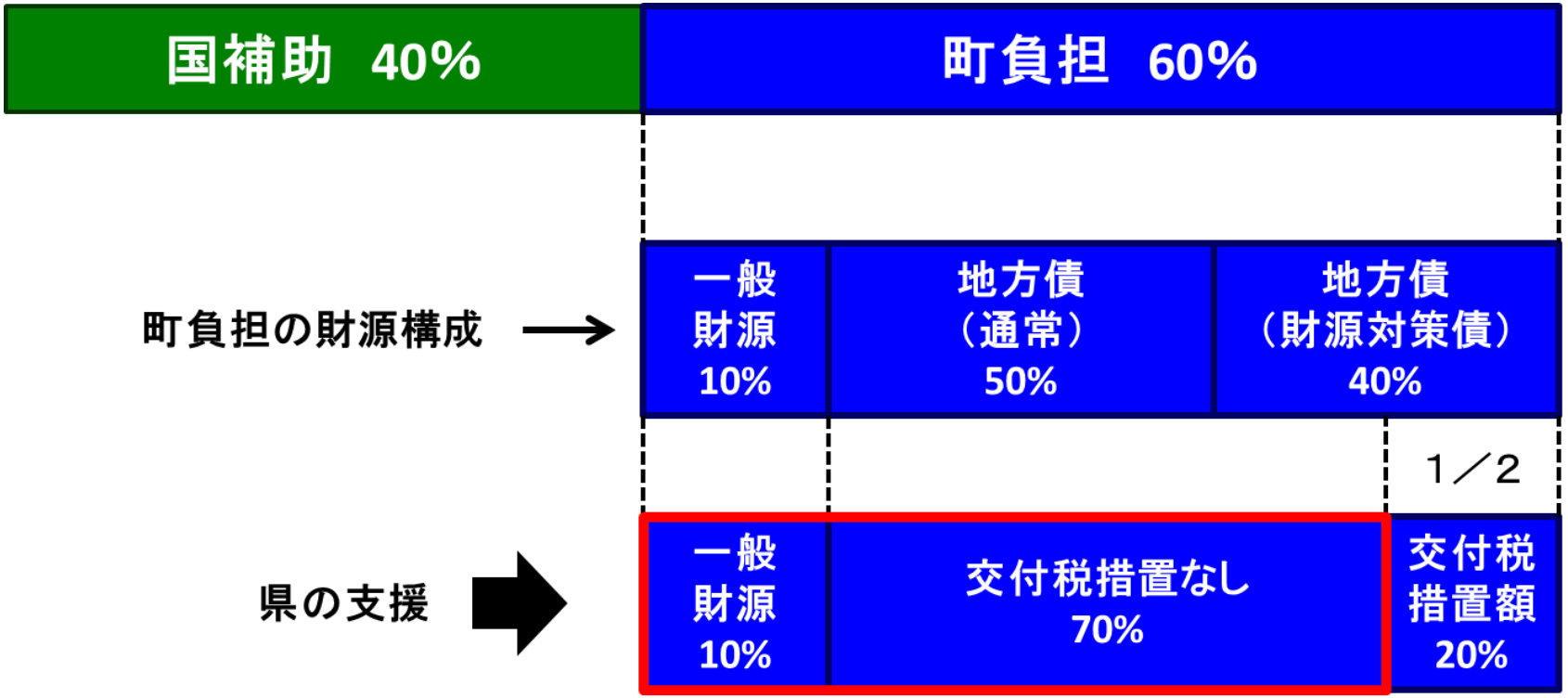

[明治記念大磯邸園　決算状況]

○町公園区域の整備費

	R1（決算）	R2（決算）	R3（決算）	R4（決算）	R5（予算）
町事業費	1,179,871,508	69,090,890	891,938,035	—	133,832,000
国交付金	471,948,000	27,636,000	356,775,000	—	53,532,800
県補助金	70,823,000	4,154,000	53,563,000	—	8,029,920
地方債	637,100,000	37,300,000	481,600,000	—	72,200,000
一般財源	508	890	35	—	69,280

○特別緑地保全地区の整備費

	R1（決算）	R2（決算）	R3（決算）	R4（決算）	R5（予算）
町事業費	0	0	22,219,050	5,095,200	27,314,250
国交付金	0	0	11,109,000	2,178,000	13,287,000
公共施設整備基金（一部一般財源含む）	0	0	11,110,050	2,917,200	14,027,250

特別緑地保全地区の事業費は、国交付金1/2、公共施設整備基金1/2を充当
決算額との差は、旅費、需用費等です。

［明治記念大磯邸園　整備方針②］

○旧大隈別邸、陸奥別邸跡エリアの整備方針

現存する庭園の修復、松林の保全を行い、先人の暮らしに想いを馳せる空間を創出

サブエントランス

西園のエントランスに近く、歩道と高低差の少ない位置に新たな出入口を設置

門から邸宅の眺めや滞留空間の確保に配慮し、邸宅の石塀や旧正門の雰囲気を踏襲したエントランス空間とする。

旧正門を踏襲

旧正門

※今後の詳細な設計や関係機関等との調整などにより変更する可能性があります。

庭園

明治期から続く地割を活かすとともに、邸宅を特徴づける建物周辺の景観木や植栽等を良好に管理し、**庭園の修復・再生**を行う。

- 松林を背景に高低差のある地形を生かした庭の景観、数寄（露地風）の庭園を修復
- バラ園や果樹園などの別荘の名残、屋敷稲荷や旧道等を活かし、往時の佇まいを保全
- 和風建築の邸宅や庭園との調和に配慮した色調、素材を用いた施設整備

バラ園

旧大隈別邸・旧古河別邸前のツツジ園
（明治記念大磯邸園HP）

旧大隈別邸・旧古河別邸前の芝庭

陸奥別邸跡・旧古河別邸前の日本庭園

邸宅北側の園路（明治期の道）
大隈別邸、陸奥別邸の玄関につながる明当時の道など、明治期の地割が概ね残る。

松林

見通しの良い明るい松林を保全し、**憩いの場として利用された往時の佇まいを想起させる空間**とする。

- 過密化した松等を間伐又は剪定し、邸宅から海への眺望を確保
- 特別緑地保全地区に指定されている松林等は、防風等の機能を担保し、既存樹木の保全を基本として間伐等を実施

大磯の松林で憩う陸奥宗光一家とハンモックでくつろぐ山縣有朋

[明治記念大磯邸園　整備方針③]

○旧滄浪閣・西園寺別邸跡エリアの整備方針

エントランス棟を起点に園内を巡り、邸園の歴史に触れる空間を創出

西園寺別邸跡・旧池田邸

芝庭、邸宅周辺

邸宅の温室と前庭を一体的に利用可能な空間として整備する。

・池田成彬邸の芝庭を修復
・車寄せは飲食営業車の搬出入が可能な動線を確保

池田邸 車寄（年代不明 昭和14年以前）
（中條建築事務所『曽 禰達蔵・中條精一郎建築事務所作品集』池田氏大磯別邸.1939）

交流広場

交流イベント等が開催できる多目的な広場等を設けることで、**交流の活性化や新たな文化の発信につながるような空間**とする。
（基本計画）

・過密化樹林や竹林の間伐
・広場に多目的に利用可能なデッキを整備

交流広場のイメージ
（多摩部の都立公園HP）

自転車利用の観光客の立寄り等を想定
保安林の伐採が必要ない位置に斜路付き階段を設置。

旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）

エントランス

明治記念大磯邸園の玄関口として多様な来園者を迎え入れることに留意しつつ、**東海道の松並木等との歴史的景観との調和を図りながら、邸園回遊のプロローグの場であることを印象づける空間**とする。

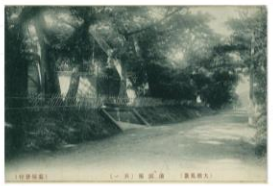

絵はがき
大磯風景 滄浪閣（其一）
（明治末期～大正初期）
（大磯町郷土資料館所蔵）

花庭・松林

伊藤博文や梅子夫人が過ごした庭園・松林の雰囲気を残しつつ、四季折々の景観を魅せる空間とする。

・伊藤邸の花庭や松林を一部再生
・伊藤博文が日参した四賢堂※の跡に、四賢堂の土台を模した縁台を設置
・邸宅側と庭園側からの双方の眺めを意識した園路や植栽を配置

滄浪閣前庭にて（大正初期）
（大磯町郷土資料館所蔵）

※四賢堂…伊藤が尊敬する4名（木戸孝允、大久保利通、岩倉具視、三条実美）が祀られたもの。伊藤の死後、伊藤博文、西園寺公望、吉田茂が祀られ、現在は七賢堂として、神奈川県立大磯城山公園に移築されている。

※今後の詳細な設計や関係機関等との調整などにより変更する可能性があります。

［明治記念大磯邸園　整備方針④］

○エントランス棟（新築）整備方針

- 来園者が気軽に立ち寄れる場所として建物全体を無料とし、周辺の観光情報や本邸園のガイダンス機能を備えたエントランス、立憲政治の確立等に関する歴史展示、物販等を設ける。
- エレベーターを設置し、旧滄浪閣（文化財）へのバリアフリールートを確保する。

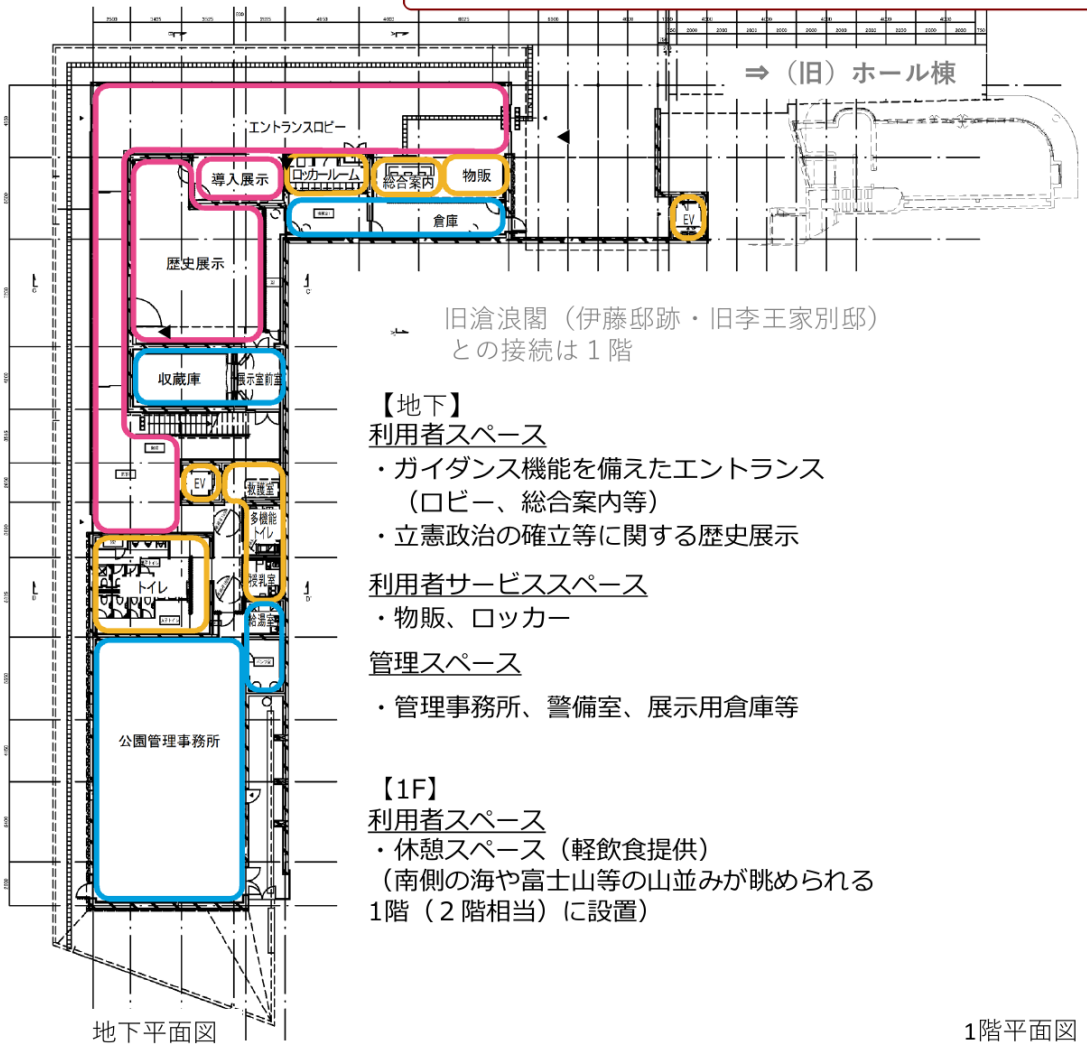

地下平面図

旧滄浪閣（伊藤邸跡・旧李王家別邸）との接続は１階

【地下】

利用者スペース

・ガイダンス機能を備えたエントランス（ロビー、総合案内等）

・立憲政治の確立等に関する歴史展示

利用者サービススペース

・物販、ロッカー

管理スペース

・管理事務所、警備室、展示用倉庫等

【1F】

利用者スペース

・休憩スペース（軽飲食提供）（南側の海や富士山等の山並みが眺められる1階（２階相当）に設置）

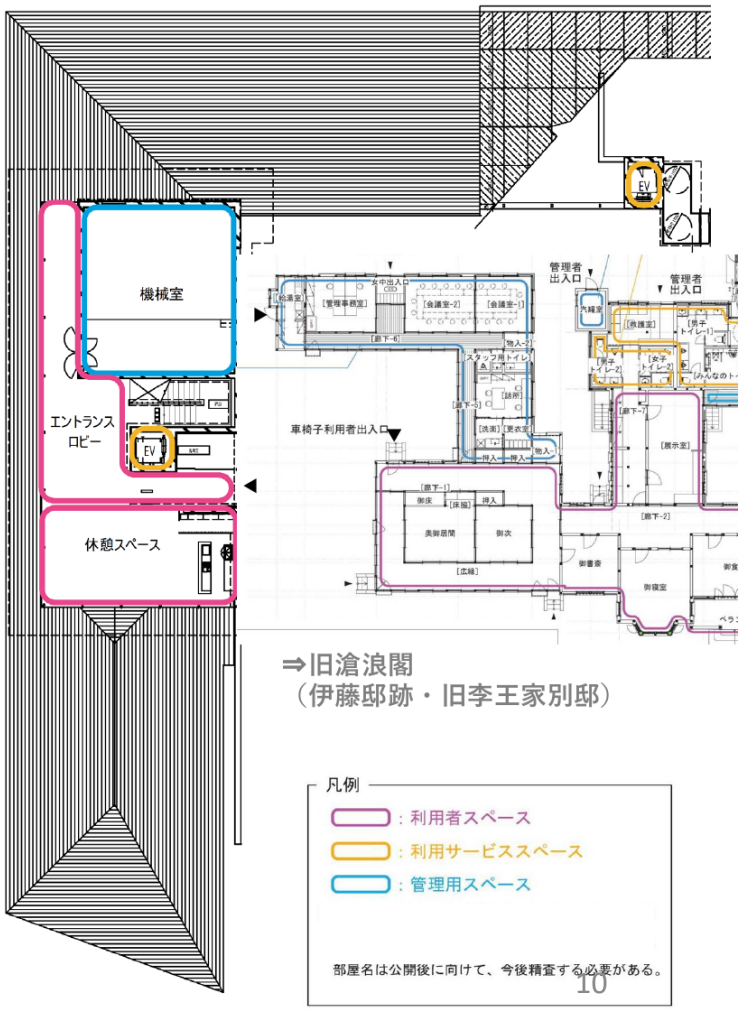

1階平面図

※今後の詳細な設計や関係機関等との調整などにより変更する可能性があります。

[明治記念大磯邸園　管理運営方針①]

○夜間閉鎖

・歴史的建造物の安全管理の観点から、原則として開園時間外の閉鎖を検討
（イベント等による開園時間の延長は可）

[明治記念大磯邸園　管理運営方針②]

○料金徴収

・有料区域の料金徴収は、新築エントランス棟でのチケット販売を中心に行う。

○有料・無料区域

・チケットを販売するエントランス棟と、町民の日常利用を想定する交流広場や飲食施設を設ける西園寺別邸跡は、無料区域とし、その他のエリアは原則として有料区域とする。

・駐車場は、入園料とは別に駐車料金を別途徴収する。

有料・無料区域（案）

[明治記念大磯邸園　今後のスケジュール]

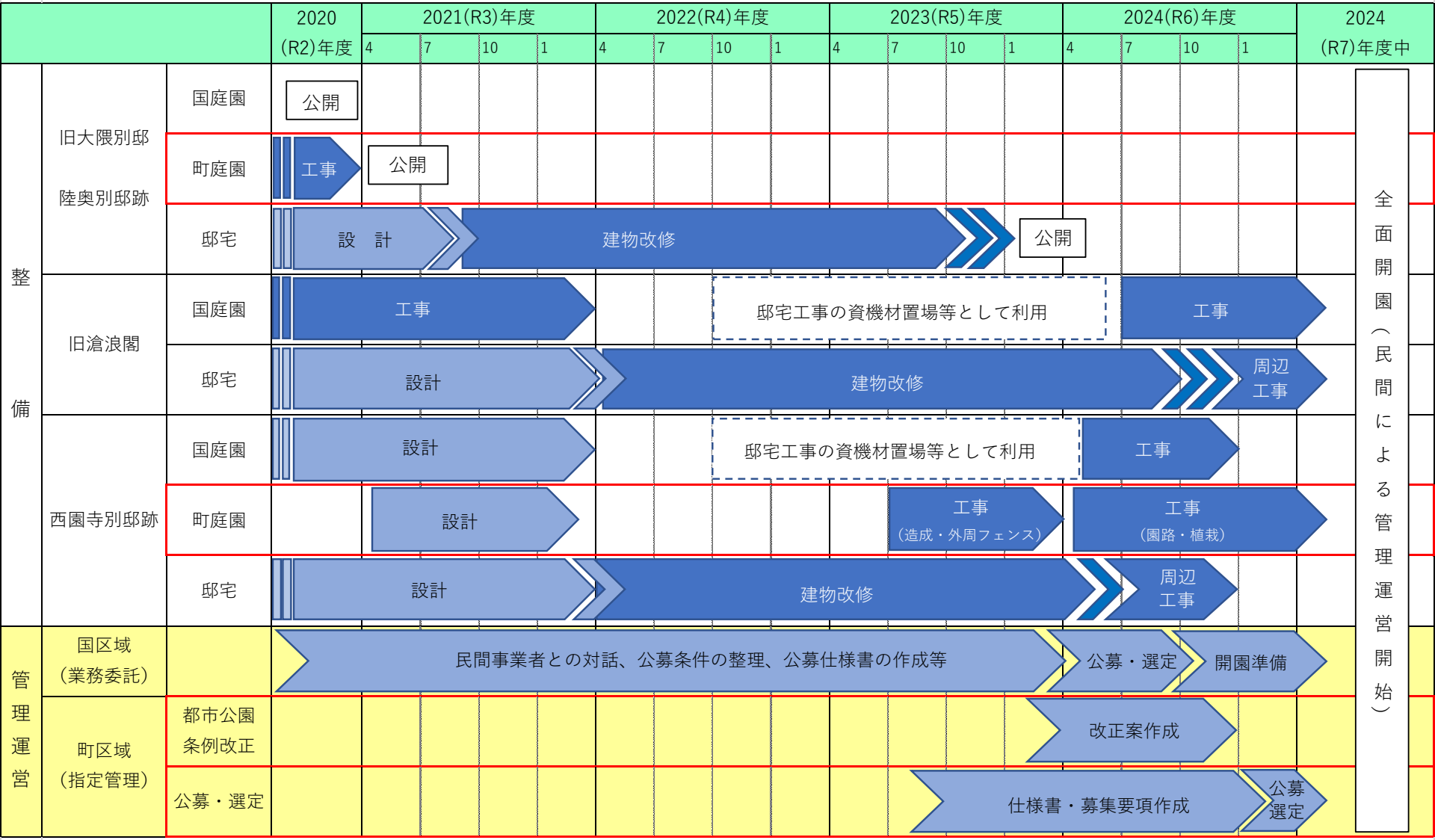

※設計、工事期間等は現時点で想定可能なスケジュールを整理したものであり、変更になる可能性がある。

※旧滄浪閣・西園寺別邸跡については、邸宅工事にあたり庭園等を資材置き場等として活用するため、庭園と邸宅を一体的に公開予定。